

【平成23年度税制改正】

「産業競争力のための
中小企業情報基盤強化税制」
について



経済産業省

商務情報政策局

情報処理振興課

中小企業情報基盤強化税制の目的・特徴

目的

高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化します。

企業の国際競争力強化

部門間・企業間の壁を越えた情報資産の活用により、「世界トップクラスのIT経営」を実現

- (例) ・ 情報システム間の連携に資する連携ソフトウェア (ESBなど)
- ・ 経営資源計画システム (ERP)
 - ・ 供給連鎖管理システム (SCM)
 - ・ 顧客関係管理システム (CRM)

情報セキュリティの確保

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品等の活用

特徴

① ほぼ全ての中小企業者・業種 (※) が対象。

(※) 資本金1億円超の法人又はその子会社は対象外などの要件があります。また、製造業やサービス業など、多くの業種において利用可能となっていますが、一部利用できない業種があります。

② 税額控除と特別償却が企業の状況に応じ、自由に選択可能。

③ 部門間・企業間のシステム連携に資する連携ソフトウェアや効率的なIT投資を促進する仮想化ソフトウェアの活用。

④ 高度な情報セキュリティを確保するために、ISO/IEC15408に基づき評価・認証された製品等の活用。

※ なお、平成22年度税制改正にあたって、大企業も利用可能であった「情報基盤強化税制」は廃止となりました。

中小企業情報基盤強化税制の制度概要

1. 適用を受けることができる者

(1) 製造業や卸業、小売業、サービス業などを営む青色申告を行う

中小企業者（※1）又は個人事業者

1 大規模法人（資本金1億円超）の子会社等は除く。

2. 対象設備

(1) 基本システム（①、②又は③）

① サーバー用OS（オペレーティングシステム）（※2） 【ソフトウェア】

② ①がインストールされたサーバー 【ハードウェア】

③ 仮想化ソフトウェア（※2） 【ソフトウェア】

(2) データベース管理ソフトウェア（①又は②）

① データベース管理ソフトウェア（DBMS）（※2） 【ソフトウェア】

② DBMS（※2）＋当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア 【ソフトウェア】

(3) 連携ソフトウェア（※2） 【ソフトウェア】

(4) 不正アクセス防御ソフトウェア・不正アクセス防御装置

① ファイアウォール（※2） 【ソフトウェア】【ハードウェア】

② 侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）（※2）

③ WEBアプリケーションファイアウォール（WAF）（※2）

（（1）～（3）のいずれかと同時に取得されるものに限る）

2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

ISO/IEC15408とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化したもので、その評価・認証の効力はCCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）加盟国内で相互承認されています。

ISO/IEC15408で評価・認証された関連製品のリストは、IPAの下記ページから参照できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

3. 税制特例の概要

税額控除制度

上記対象設備の取得価額に対する税額控除7%又は特別償却30%を選択適用税額控除は当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除する制度。

取得価額の合計額 × 7% = 税額控除額

特別償却制度

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価額の一定割合相当額を、普通償却限度額に加算して償却できる制度。

取得価額 × 30% = 特別償却額

4. 取得価額の要件

本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において、対象設備等の全ての取得価額の合計額が70万円以上となる必要があります。

5. 適用期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した対象設備等について適用
※改正後の税制は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税（又は、平成22年分以後の所得税）に適用され、平成22年3月31日以前に終了した事業年度分の法人税（又は、平成21年分以前の所得税）については、従前の制度によります。

6. 税制適用を受けるための留意点

- ・ 自社で製作したのも対象となります。
- ・ 中古品・再リースは対象となりません。
- ・ 所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能です。
- ・ 国内にある当該法人の営む事業の用に供することが必要です。
- ・ ネットワーク経由でサービスを提供する事業者（SaaS（Software as a Service）・ASP（Application Service Provider））が、「貸付けの用」（租税特別措置法第10条の4第1項、第42条の7第1項、第68条の12第1項）に供する形態でない形で、顧客にサービスを提供する場合（顧客と賃貸借契約でなく、役務提供契約を結ぶような場合）、当該サービスを提供する事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等についても適用対象となります。
- ・ 設備を設置しただけでは、事業の用に供したことにはなりません。
- ・ サーバーの附属装置（補助記憶装置、電源装置（サーバに附属する無停電電源装置を含みます。））については、サーバーと同時に設置する場合は対象となります。
- ・ ソフトウェアについて、複写して販売する原本、試験研究用のものは対象となりません。
- ・ 本税制の適用を受ける設備等については、他の特別償却制度等の適用を受けることができません。
- ・ ISO/IEC15408評価認証製品は、取得時にすでに評価認証を受けている製品のみ対象となります。

7. 具体例

● 資本金5,000万円のA社が、X事業年度に下記の社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS※1）	50万円（取得）
【2】データベース管理ソフトウェア※1	50万円（取得）
【3】アプリケーションソフトウェア※2	100万円（取得）

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：「2. (1)②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
- 【2】○：「2. (2)①評価・認証されたデータベース管理ソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【3】○：「2. (2)②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当

税額控除を選択した場合

取得価額の合計額【1】+【2】+【3】=200万円 \geq 70万円
(取得価額の合計額の下限)

⇒ 200万円 × 7% = 控除金額 14万円
(取得価額の合計額) (税額控除割合)

⇒ 合計14万円の税額控除が可能

(なお、税額控除額は法人税額の20%が限度となります。以下同じです。)

● 資本金3,000万円のB社が、Y事業年度に下記の社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS※1）	100万円（リース※2、総額）
【2】人事管理システム※3（ソフトウェア）	80万円（取得）
【3】CAD/CAMソフト（ソフトウェア）	100万円（取得）

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 所有権移転外リース

※3 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：取得に係る税額控除については、所有権移転外リース取引による取得も税法上の「減価償却資産の取得」と見なされるため「2. (1)②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
- 【2】○：「2. (2)②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【3】×：対象設備ではない。 ※但し、資本金1億円以下であるため、中小企業投資促進税制の適用可能

税額控除を選択した場合

取得価額の合計額【1】+【2】=180万円 \geq 70万円
(取得価額の合計額の下限)

⇒ 180万円 × 7% = 控除金額 12.6万円
(取得価額の合計額) (税額控除割合)

⇒ 合計12.6万円の税額控除が可能

8. 対象資産一覧

<p>一 基本システム</p>	<p>イ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複写して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）</p> <p>ロ サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステム（以下この号において「サーバー用のオペレーティングシステム」という。）が書き込まれたものに限るとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）</p> <p>ハ サーバー用の仮想化ソフトウェア（二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置に当該二以上のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。）に対する指令を制御し、当該指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）</p>
<p>二 データベース管理ソフトウェア</p>	<p>データベース管理ソフトウェア（データベース（数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するものうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）又は当該データベース管理ソフトウェア及び当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア</p>
<p>三 連携ソフトウェア</p>	<p>連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）</p> <p>イ 日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）X〇〇二七に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X四一五九に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X五七三一一八に基づき認証する機能</p> <p>ロ イの指令を受けた旨を記録する機能</p> <p>ハ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能</p> <p>ニ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能</p>
<p>四 不正アクセス防御ソフトウェア 又は 不正アクセス防御装置</p>	<p>不正アクセス防御ソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能（以下この号において「不正アクセス防御機能」という。）を有するソフトウェアのうち、インターネットに対応するものをいう。）又は不正アクセス防御装置（不正アクセス防御機能を有するものうち、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたもの（前三号に掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限る。）</p> <p>イ 通信路を設定するための通信プロトコル ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）</p> <p>ロ 通信方法を定めるための通信プロトコル システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）</p> <p>ハ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）</p>

(参考1) 中小企業情報基盤強化税制に関する主な根拠法令条文(一覽)

○ 租税特別措置法

- ・ 第10条の4
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(個人事業者)
- ・ 第42条の7
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人)
- ・ 第68条の12
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人・連結納税適用の場合)

○ 租税特別措置法施行令

- ・ 第5条の6
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(個人事業者)
- ・ 第27条の7
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人)
- ・ 第39条の42
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人・連結納税適用の場合)

○ 租税特別措置法施行規則

- ・ 第5条の9
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の対象範囲等(個人事業者)
- ・ 第20条の3
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の対象範囲等(法人)

(参考2) 中小企業投資促進税制について

本税制の適用対象でない場合でも、以下のIT関連製品については、資本金1億円以下の法人及び個人事業者等のみ、中小企業投資促進税制(税額控除7%又は特別償却30%)の適用があります。

(IT関連の対象設備)

- ・ 電子計算機
- ・ デジタル複合機
- ・ ソフトウェア(OS、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア等を除きます。)

制度の詳細については、中小企業庁の下記ページにてご確認下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



METI
Ministry of Economy
Trade and Industry



問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03 (3501) 2646

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html